

議案第 36 号

城陽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

城陽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

(2026 年)

城陽市長 村 田 正 明

城陽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

城陽市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年城陽市条例第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>315,000</u>円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p style="text-align: center;">（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>330,000</u>円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の城陽市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年（2026年）4月1日以後に支給すべき事由の生じた城陽市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

（内払）

- 3 この条例による改正前の城陽市消防団員等公務災害補償条例第18条又は同条例附則第6条の規定により支給された葬祭補償は、新条例第18条の規定による葬祭補償の内払とみなす。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和８年政令第１７９号）が公布されたことに伴い、城陽市消防団員等公務災害補償条例（昭和４２年城陽市条例第９号）について所要の改正を行いたいので、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２４条第１項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

消防組織法（抜粋）

（非常勤消防団員に対する公務災害補償）

第２４条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2

略

参考資料

城陽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 要綱

1 改正の概要

- (1) 城陽市消防団員等公務災害補償条例第18条に規定する非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を次のとおり改正する。

改正前の定額部分	改正後の定額部分
315,000 円	330,000 円

2 施行期日 公布の日